

支えあいのまちづくりモデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区又は町内会に福祉委員会を設置し、地域で安心して暮らすことができる支えあいのまちづくりを推進することを目的に実施する事業（以下「モデル事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 モデル事業の対象となる団体は、当該事業を実質的に実施する区又は町内会（以下「対象地区」という。）とする。

(対象事業)

第3条 モデル事業は、対象地区が地域において安心して暮らすことができるよう福祉委員会を設置し、支えあいのまちづくりを推進するために次の事業を行うこととする。

- (1) 住民意識・状況の調査
- (2) 手助けが必要な方の福祉マップの作成
- (3) 福祉や介護・予防に関する勉強会の開催
- (4) 地区福祉だよりの発行等による啓発活動
- (5) 地域での支えあい活動の企画・運営
(地域サロン、要援護者等への見守り・生活支援活動など)
- (6) その他、地域での支えあいのまちづくりを推進するための事業

(事業の期間)

第4条 モデル事業の指定期間は原則として最長3年間とする。ただし、福祉委員会設置準備期間延長の必要がある場合は、1年間延長することができるものとする。

- (1) 福祉委員会設置準備期間（原則設置前年度）
- (2) 福祉委員会設置初年度
- (3) 福祉委員会設置2年目

(助成金の交付金)

第5条 モデル事業を実施する対象地区に対し、下表のとおり助成金を交付することができる。

| 助成区分 | モデル事業指定期間（最長3年） | | |
|--------|-----------------|---------|--------|
| | 1 | 2 | 3 |
| | 準備期間年度 | 設置初年度 | 設置2年目 |
| 限度額（円） | 50,000 | 100,000 | 50,000 |

2 助成金の交付は、各助成区分1回限りとする。

3 助成区分1については、福祉委員会設置に至らなかった場合には、全額返還させ

るものとする。

4 助成区分2・3については、助成金交付年度の途中に設置を取り止め、または活動を休止する場合には、助成金の全額または一部を返還させるものとする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を希望する場合は、各助成区分の属する年度の9月末日までに、支えあいのまちづくりモデル事業助成金交付申請書(第1号様式)を豊明市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出するものとし、次の書類を添付することとする。

| 助成区分 | 添付書類 |
|------------|---------------------------|
| 1 (準備期間年度) | 福祉委員会設置計画表(別紙1(第1号様式関係)) |
| 2 (設置初年度) | 福祉委員会規約、福祉委員会名簿、事業計画書、予算書 |
| 3 (設置2年目) | |

(審査及び交付決定)

第7条 会長は、前条の助成金交付申請書の提出があった場合は、当該書類を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、当該申請者に対し、支えあいのまちづくりモデル事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた申請者は、支えあいのまちづくりモデル事業助成金交付請求書(第3号様式)により、会長あてに助成金を請求するものとする。

(実績報告)

第9条 モデル事業実績報告は助成区分ごとに行うものとし、助成年度終了後の4月30日までに、支えあいのまちづくりモデル事業実績報告書(第4号様式)を会長へ提出するものとし、次の書類を添付することとする。

| 助成区分 | 添付書類 |
|------------|----------------------------|
| 1 (準備期間年度) | 福祉委員会設置準備状況表(別紙2(第4号様式関係)) |
| 2 (設置初年度) | 事業報告書、決算書 |
| 3 (設置2年目) | |

(助成金の返還)

第10条 助成事業完了後に残額が生じた場合には、その残額を返還するものとする。また、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付した助成金の全額もしくは一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を交付目的以外に利用したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(留意事項)

第11条 この助成事業は、市民の皆様や市内の企業・店舗等の皆様にご協力いただいた市社会福祉協議会の「会費」を財源に実施していることから、次の事項に留意すること。

(1) この助成金を活用して行う事業については、「社会福祉協議会の会費を財源に実施」「支えあいのまちづくり助成事業」等の説明やチラシ等への記載をすること。

(2) 収支予算書及び決算書には、収入の項目で「社会福祉協議会助成金」や「支えあいのまちづくり助成事業」等の記載を必ずし、区会や町内会、グループ等での収支報告を行うこと。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

2 この助成事業や地域での活動を紹介するため、社協の機関誌「社協だより」やホームページに、助成金交付状況や交付先の活動内容を掲載することがある。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。